

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、児童扶養手当関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じること
で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	児童扶養手当法に関する事務
事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童が、親の婚姻の解消、死亡等の理由により母、父又は父母以外の養育者のいずれかに監護されている場合、当該母、父、又は養育者に児童の成長を助けるために児童扶養手当の支給を行っている。 地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (2)児童扶養手当証書の交付等 (3)児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (4)未支払の手当ての請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (5)児童扶養手当に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答 (6)児童扶養手当の額の改定の請求の届出の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答
システムの名称	児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条1項及び別表第一の37の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、47、64、65、87、116 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部こども課
所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部こども課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	関連情報 5.評価実施機関における担当部署	福祉保健部児童課	福祉保健部こども課	事後	
平成29年4月1日	関連情報 5.評価実施機関における担当部署 所属長	児童課長 田淵 昌美	こども課長 村上 雅信	事後	
平成29年4月1日	関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正利用停止請求 請求先	廿日市役所 児童課	廿日市役所 こども課	事後	
平成29年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市総務部児童課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	廿日市市福祉保健部児童課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130	事後	
平成31年4月1日	関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 所属長の役名	こども課長 村上 雅信	こども課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 16, 26, 64, 65, 87, 116, 12, 47の項	番号法第19条第8号及び別表第二 13, 16, 26, 47, 64, 65, 87, 116の項	事後	
令和4年4月1日	関連情報 5.評価実施機関における担当部署	福祉保健部こども課	健康福祉部こども課	事後	
令和4年4月1日	関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正利用停止請求 請求先	廿日市役所 こども課	健康福祉部こども課	事後	
令和4年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	事後	
令和4年10月18日	関連情報 1.特定個人情報取扱い事務 事務の概要	(1)児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (2)児童扶養手当証書の交付等 (3)児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (4)未支払の手当ての請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (5)児童扶養手当に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答 (6)児童扶養手当の額の改定の請求の届出の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答	(1)児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (2)児童扶養手当証書の交付等 (3)児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (4)未支払の手当ての請求の受理、その請求にかかる事実についての審査及びその請求に対する応答 (5)児童扶養手当に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答 (6)児童扶養手当の額の改定の請求の届出の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答 (7)児童扶養手当の支給のため、公金受取口座	事前	
令和4年10月18日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事前	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数	2)1,000人以上1万人未満	1)1,000人未満(任意実施)	事前	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	